

## 介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

令和元（2019）年10月の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても対象事業所において加算算定を行っております。当該加算の算定を行うにあたり、下記の要件を満たしていることが必要とされています。

### 介護職員等特定処遇改善加算の算定要件

- 1 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）を算定していること
  - 2 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
  - 3 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること
- ※「見える化要件とは」2020年度からの算定要件で、介護サービス情報公表制度や自法人のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組み内容を公表していることです。

以上の要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的な取り組み（賃金以外）につきまして、以下の通り公表いたします。

	職場環境要件	法人としての取組
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を習得しようとする者に対する略痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）	資格取得支援制度を導入し、受験料や研修費等の補助、勤務シフトの考慮等を行うことにより、職員が研修や講習を受けやすい環境を整えている。
労働環境・処遇の改善	介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入	リフト導入による入浴介助での人員や業務の効率化とともに、業務における職員の腰痛対策等負担軽減を図っている。
	健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	年次健康診断の実施、全職員対象のストレスチェックを毎年実施、その他全館禁煙、職員休憩室の確保など健康への配慮を行っている。
その他	中途採用者（他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等）に特化した人事制度の確立（勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等）	子育て・介護等の家庭事情や職員の体調等に配慮し、日勤帯のみでの勤務や曜日・シフト限定正規職員制度の導入と活用を行っている。
	障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮	無理のない業務プログラムを各人に作成するとともに、他の職員もその内容を共有し協働を図っている。
	非正規職員から正規職員への転換	非正規職員から正規職員への転換を奨励している